

令和8年度熊本県消費生活課会計年度任用職員（パートタイム）募集案内

1 職種、採用予定人数及び職務内容

職種	採用予定人数	職務内容
消費生活相談員 (一般相談に関する業務)	4名程度	・消費生活に関する苦情相談の受付処理業務 ・消費生活に関する啓発及び情報提供業務 ・市町村消費者行政の支援に関する業務
消費生活相談員 (商品テスト苦情相談・ 原因究明に関する業務)	1名程度	・消費生活に関する苦情相談の受付処理及び 商品テスト業務 ・消費生活に関する啓発及び情報提供業務 ・市町村消費者行政の支援に関する業務

2 勤務条件

(1) 職の区分：地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職

(2) 任用期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

※ただし、勤務成績が良好で予算措置が継続される場合は、能力実証の結果、再度の任用を行うことがあります。

(3) 勤務地：熊本県庁新館6階 消費生活課（熊本県消費生活センター）内

(4) 勤務時間：9時～17時15分の間、ただし、1日6時間（週4日）又は5時間（週1日）
※1ヶ月につき20日以内、1週間につき29時間以内

(5) 休憩時間：12:00～13:00

(6) 休日等：土、日、祝日

(7) 休暇等：年次有給休暇 あり（6ヶ月間継続勤務した場合）

※ その他の有給休暇（公民権行使等）、無給休暇（介護休暇等）あり

(8) 報酬等：①報酬日額 6時間9,603円～9,872円、5時間8,003円～8,227円

②通勤費用 実費相当額を支給

③期末手当 6月期：最大1.2625月、12月期：最大1.2625月

④勤勉手当 6月期：最大1.0625月、12月期：最大1.0625月

※1 実際の報酬日額は、上記金額の範囲内において、任用される方の募集職種と同一の公務経験の期間等に応じて決定されます。

※2 報酬等については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。（条例、人事委員会規則等が改正された場合は、当該改正を踏まえて額の決定や支給を行います。）

※3 概ね期末・勤勉手当の額は、任用期間における報酬の1月当たりの平均支給額（各種手当に相当する報酬の支給額は除く。）に本県会計年度任用職員としての在職期間に応じた月数を乗じた額となります。（勤勉手当は、人事評価の結果も踏まえて支給されます。）

(9) 社会保険：地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによる。

(10) 公務災害等補償：地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。

(11) 条件付採用：今回の採用は条件付採用となり、その期間は1月です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。但し、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延

長します。

(12) 地方公務員法の適用

：地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

- ・服務の宣誓
- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・秘密を守る義務
- ・職務に専念する義務
- ・政治的行為の制限
- ・當利企業への従事等の制限（パートタイム勤務の者を除く）等

(13) 退職に関する事項

：地方公務員法及び熊本県職員の懲戒に関する条例、熊本県職員の分限に関する条例による

3 受験資格

次のいずれかの資格を持つ者でパソコン（文字入力）の基本操作ができる者。

(1) 一般相談

- ①消費者安全法に規定する内閣総理大臣若しくは内閣総理大臣の登録を受けた法人の行う消費生活相談員資格試験に合格した者
- ②内閣総理大臣及び経済産業大臣認定の消費生活アドバイザーの資格を有する者
- ③国民生活センター認定の消費生活専門相談員の資格を有する者
- ④国民生活センターが主催する消費生活相談員養成講座又は日本消費者協会が主催する消費生活コンサルタント養成講座を修了した者
- ⑤①～④に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると特に知事が認めた者

(2) 商品テスト

学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条又は第108条の規定に基づく大学において、家政、化学、農学、工学等消費生活に関連のある学科を専攻し、当該大学を卒業した者

※ 次のいずれかの事項に該当する方は受験できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(※) 現在、県の会計年度任用職員、臨時職員又は育休等代替臨時職員である方も応募できます。

4 試験の方法

一般相談及び商品テストのいずれも、消費生活相談員として必要な知識及び能力等について試験を行います。

(1) 消費生活相談員（一般相談）

- ①基礎試験 「3 受験資格（1）①から④」のいずれかの資格を持つ者は試験免除。
 - ・筆記試験：消費生活相談員（一般相談）として必要な知識及び能力等について試験を行います。
- ②本試験 受験者全員対象。
 - ・筆記試験：小論文
 - ・人物試験：個別面接による口頭試験を行います。

(2) 消費生活相談員（商品テスト）

- ①基礎試験 「3 受験資格（2）」の者で、国もしくは地方公共団体の消費生活センター等で「商品テスト業務」を経験したことがある者は試験免除。
 - ・筆記試験：商品テストを行う消費生活相談員として必要な知識及び能力等について試験を行います。
- ②本試験 受験者全員対象。
 - ・筆記試験：小論文
 - ・人物試験：個別面接による口頭試験を行います。

【注意】受験の際に持参するものについて

- ・受験票、筆記用具（ボールペン・鉛筆又はシャープペンシル・消しゴム）
- ・時計は、計時機能だけのものに限ります。

5 試験日程等

(1) 基礎試験及び本試験

消費生活相談員（一般相談）及び消費生活相談（商品テスト）ともに同じ会場で行います。

日 時 令和8年（2026年）2月2日（月）

会 場 熊本県庁防災センター3階 302会議室

集合場所 同 上

集合時間 午前10時15分開場 午前10時40分までに着席

試験内容 試験説明等 午前10時40分～（10分程度）

筆記試験（小論文） 午前10時50分から午前11時50分まで

基礎試験説明等 午後0時50分～（10分程度）

基礎試験 午後1時から午後2時まで

人物試験（個別面接） 午後2時15分から（1人約15分程度）

※基礎試験の実施状況によっては、人物試験の開始時間が繰り上がる場合があります。

(2) 合格発表

令和8年（2026年）2月6日（金）に行います。

受験者全員に郵送により文書で通知します。

合格者の受験番号は当日午前10時に県庁行政棟本館1階ロビーに掲示するとともに、熊本県のホームページ<<http://www.pref.kumamoto.jp/>>に掲載します。

6 応募方法

- ・応募者は、令和8年（2026年）1月21日（水）17時まで（必着）に、「採用試験申込書」を消費生活課消費者支援班へ持参又は郵送してください。（ハローワークを通じて申し込む場合は、ハ

ローワークの「紹介状」を添付してください。)

- ・持参の場合、受付時間は、平日 8:30～17:00 までです。
- ・郵送の場合、必ず特定記録郵便としてください。
- ・応募者が、消費生活相談員（一般相談）は8名に達した場合、消費生活相談（商品テスト）は3名に達した場合は、上記期間内でも申込みを締め切ります。
- ・「募集案内」及び「採用試験申込書」（受験票を含む。）は以下の方法で入手することができます。

(1) 配付場所

熊本県環境生活部県民生活局消費生活課（熊本県消費生活センター）（県庁行政棟新館6階）

(2) 郵便で請求する場合

180円切手を貼った送付先を明記した返信用封筒（角型2号・A4版が入る大きさ「34cm×24cm」）を同封して、以下の住所まで請求してください。

〒862-8570（住所の記載は必要ありません）

熊本県環境生活部県民生活局消費生活課消費者支援班 ※郵便による請求は消費生活課のみです

なお、請求する場合は、封筒の表に「熊本県消費生活相談員募集案内請求」と朱書してください。

(3) インターネットで請求する場合

熊本県ホームページ「消費生活課」から、熊本県消費生活課会計年度任用職員「募集案内」及び「採用試験申込書」（受験票を含む。）をダウンロードしてください。

7 応募申込・問い合わせ先

〒862-8570 熊本県中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県環境生活部県民生活局消費生活課消費者支援班

電話番号 096-333-2308